

議案第5号

鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について

鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和7年2月13日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹



鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定）</p> <p>第9条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う<u>次に掲げる学修</u>を当該生徒の在学する学校の高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。</p> <p><u>（1） 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）</u></p> <p><u>（2） 少年院法（平成26年法律第58号）の規定による矯正教育で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得したと認められるもの</u>に係る学修</p>	<p>（高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定）</p> <p>第9条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う<u>学修で高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係るもの（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）</u>を当該生徒の在学する学校の高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第 号